# 日本のアジア援助に関する一考案*

## ――戦後補償との関連で――

朴　　一

Ⅰ　プロローグ
Ⅱ　日本のアジア援助の理念と政策的含意
Ⅲ　アジアで拡がる反日運動
Ⅳ　何故，今になって戦後補償を要求する
反日運動がアジアで拡がったのか
Ⅴ　援助や経済協力は「過去の償い」となりうるか
Ⅵ　アジア諸国との新しい関係を目指して

## Ⅰ　プロローグ

ここ数年，アジア各国の戦争犠牲者，およびその遺族が日本側に求めた補償要求に対し，日本政府は「国による個人補償は行わない」方針を貫いてきた。その背景には，すでに「国家間の補償は決着済み」という日本政府の判断と同時に，日本がアジアに与えてきた経済協力によってその償いは充分に果たしたという，日本の要人達の思いがある。ここにきて，アジア援助を「過去の償い」の代償とする見解がマスコミを賑わすようになったのは，戦後補償に対する日本政府のこうした考え方を国内にアピールし，国民の理解を得ようとしたものであると理解される。しかし一方で，援助を「過去の償い」とするこうした日本のスタンスは，アジアの人々にどのように評価されているのだろうか。またこうした援助の在り方は，日本本来の援助理念と矛盾しないのだろうか。

これまで日本の援助については，さまざまな観点から批判が加えられてきたが，戦後補償の視点から，その性格を検討したものは少ない。ここでは，援助受入れ国の立場から，日本の援助の在り方を戦後補償との関連で再検討し，その問題点を探ってみたい。

## Ⅱ　日本のアジア援助の理念と政策的含意

日本の援助は，その輝かしい実績にもかかわらず，これまで激しい批判に晒されてきた。①日本の援助はアジア諸国に偏重している。②日本の援助は政策決定過程が不透明で，プロジェクトの選択は，途上国のニーズよりも日本企業の収益極大化に置かれている。③日本の援助は，

〔キー・ワーズ〕
援助（ODA），過去の償い，戦後補償，反日運動，個人の請求権

＊　本稿を敬愛する本多健吉先生に捧げる。



途上国の環境破壊を促し，強制立退きなどによって先住民の生活権を脅かしている。④日本の援助には理念がなく，ただやむくもに莫大なジャパン・マネーをばらまいているだけである，などなど。鷹見一夫，村井吉敬をはじめとする援助批判派が指摘してきた日本の援助の主要な問題点をまとめると，だいたいこんなところだろうか[1]。それに対して，渡辺利夫，草野厚など援助推進派は，彼らの批判には誇張が多く，意図的に資料を操作したものであり，説得力がないと，日本の援助批判論に異議を唱えている[2]。

私は，ここで，援助推進派にこれまでの援助批判派と同じような議論を挑むつもりはまったくない。まず最初に私のスタンスを明かにするために，①～③について私の基本的な考え方を述べておきたい。①については，何故，日本の援助がアジアに偏重してきたのかを考えることが重要であり，アジアに偏重している事実そのものをあげつらっても仕方がない。②については，民間企業が仲介する以上，援助プロジェクトを通じて，日本企業がある程度の収益を追及するのは仕方がない。③については，現実問題として，環境をまったく破壊しない開発は困難である。しかし，環境保全と開発のある程度の両立を目指すという開発援助の理想は捨てるべきではなかろう。したがって，私の考え方では，①～③の論点に関する限り，理想論として援助批判派の考えを支持するものの，現実論として援助推進派の言い分にも耳を傾けざるを得ない部分が少なくない。よって①～③に限っていえば，両者の論争に援助の専門家でもない私が改めて口を挟む余地はない（ただ①の論点で，何故，日本の援助がアジアに偏重しているのかを改めて考えてみることは重要であろう。これについては，本論でも触れる）。私が小論を書こうと思ったのは，④の論点，すなわち日本の援助理念に関して，最近の政府やマスコミ，あるいは学界の動きが気になり始めたからである。

そもそも日本の援助理念とは「開発途上国の自助努力を，政治的な条件をつけることなく，受入れ国からの要請にもとづいて支援する」[3]ことにあると言われてきた。もしそれが事実なら，援助に際し相手国側に一切の政治的条件をつけないという点で，民主主義や仏語の普及を相手国に押し付けた米国やフランスのそれよりはるかに自由な援助であるといえるだろう。つまり日本の援助は，相手国から何らの見返りも要求しない，無償の救援活動であったというわけである。

しかしながら，近年，アジア諸国から戦後補償要求の声が高まるや，日本の援助理念が「過去の償い」と関連づけて語られることが多くなった。この際，日本の官界や学界の識者は，援助と「過去の償い」との関係をどのように整理しているのだろうか。ここでは，官界と学界を代表する二人の識者の意見に耳を傾けてみたい。まず内閣外政審議室長である谷野作太郎氏は，

1)　鷹見一夫『ODA：援助の現実』，岩波新書，1989年，村井吉敬『無責任援助大国日本』，JICC 出版局，1989年。
2)　渡辺利夫・草野厚『日本の ODA をどうするか』，日本放送出版協会，1991年。
3)　同上書，47ページ。

「国による個人補償はなぜできないのか」という『朝日新聞』記者の質問に対して，次のようなコメントを残している。

> 「日本のODAの極めて大きな部分はアジア近隣諸国に向けられているが，こうした政策が国内で支持されている背景には，……やはり戦争や植民地支配を通じ，日本が多大な物的損害，精神的苦痛を強いたことへの国民の思いがある[4]。」

ここで彼は，婉曲的な表現ながら，明かに日本のODAには償いの趣旨が込められていることを間接的に示唆している。彼の発言は，日本政府の一般的な考えを代弁しているといってもよいだろう。

また日本の開発途上国援助について学界のオピニオン・リーダーともいうべき渡辺利夫氏は，援助問題との関連で，日本の戦後処理問題について次のような見解を述べている。誤解をまねかないように少々長いが原文の一部をそのまま紹介したい。

> 日本は過去を精算していない，という。日本の識者の中にはそういう議論を好む人がいる。どうも私にはそれが，何か自虐趣味的なものに思えてならない。……しかしそれなら，アジアとどう付き合うべきなのか。彼らは新しい提案を何もしない。ただ花岡事件とか従軍慰安婦問題をあばくだけ。つまり彼らの議論は，国内向けでしかない。アジアは過去ゆえに日本に心を許していないのだろうか。償いをしていないから尊敬を得られないのだろうか。むしろ償いが足りないという議論は相手国を傷つける。慰安婦問題でも，相手国政府は取り上げられて困惑すらしている。
>
> もうひとつ援助問題。多くの日本人はこの援助を，戦前・戦中の日本の行動に対する贖罪と考えてきた。しかもその援助は東南アジア諸国の産業基盤整備に大きく貢献した。向こうの国民が歓迎している事実は否定しようもない。ところがその援助を，アジアの伝統的経済構造や環境を破壊しているという見方がある。……彼らは，ただ援助はダメだという。負の部分だけを引き出して議論することは，自虐趣味を満足させるかもしれないが，何も生まない。そのことが援助受け入れ国の威信を，どのくらい傷つけているかというところまでも，思いやろうとはしない[5]。

渡辺氏の発言には，これからの日本とアジアとの関係を考えるうえで，いくつかの重要な論点が含まれていると思われる。まず氏が問題としているのは，日本人がアジアとの「不幸な過去」にどう対処すべきか，という点である。氏は，過去をあばくだけでは，日本人の自虐趣味を満たすだけで，実際は相手国に対して何もしないに等しい。むしろ相手国を傷つけることになる，と言っている。要するに，日本人に問われているのは，償わねばならない過去を掘り返すことではなく，償いに値する誠意ある行動である，というのが渡辺氏の真意ではないだろうか。

4)　谷野作太郎「どう考える『個人』の戦後補償」『朝日新聞』1994年9月12日。

5)　渡辺利夫「アジアとどう付き合う」『毎日新聞』1993年8月15日。



では日本人はアジアに対してどのような行動をとるべきか。不幸な過去に囚われず，アジアの人々が歓迎するもの，すなわち援助をこれまでと同じように積極的に与え，彼らの経済発展に寄与すべき，というのが渡辺発言の第二のポイントである。この際，日本の援助が東南アジア諸国の経済復興に大きく貢献したことを日本人は誇るべきであり，それ（援助）が彼らの伝統的な生活様式を破壊したり，環境破壊につながるという考え方は，一部の日本人の自虐趣味を満たすだけで，かえって相手国の威信を傷つけることになると，渡辺氏は力説している。

渡辺氏の主張には，戦後処理追及派や援助否定論者に対する厳しい批判が貫かれている。おそらくここでの批判の核心は，次のようなところにあるのではないだろうか。すなわち償いが足りないという議論や援助はダメと言う議論は，アジア諸国から出てきたもののように言われているが，実際はそうではない。そのような議論は日本国内の一部の識者が広めたもので，むしろ逆に「償い不足論」は相手国政府を困惑させており，援助についてもむこうの国民に歓迎されている。その証拠に，アジアではかつて盛んであった反日運動が影を潜めているではないか[6]。氏の批判を大雑把にまとめると，だいたいこんなふうになるだろう。

ここで，渡辺氏がテーマとしている「戦後処理」と「援助」が，イコールの関係で捉らえられていることに注意しなければならない。氏はこの点について，「多くの日本人はこの援助を，戦前・戦中の日本の行動に対する贖罪と考えてきた」と述べ，援助こそ過去に対する償いであることを明言している。こんなふうに読み進めていくと，氏のエッセイの論点を次の三点に整理することができるだろう。

① 日本の援助に否定的であるのは日本の一部の識者だけであり，アジアの人々は日本の援助を歓迎している。反日運動の減少はまさにその証拠である。

② 「過去をあばく」式の償い論議は，日本人の自虐趣味を満たすだけで，相手国政府にとっては迷惑なだけである。

③ 「日本は過去を精算していない」というけれど，それは違う。日本は援助（経済協力）を通じて，アジア諸国の復興・成長に寄与してきた。こうした援助こそ戦前・戦中の日本の行動に対する贖罪にほかならない。

## Ⅲ　アジアで拡がる反日運動

渡辺氏の見解には傾聴すべき点もみられるが，いくつか腑に落ちないところがある。まず一つ目の論点については，ほんとうにアジアにおける反日運動は減少しているのか，という疑問がわく。さらに二つ目の論点については，なぜ「過去をあばく」ことが相手国政府にとって迷

6)　同上論稿。

惑なのか，という疑問が残る。

まず一つ目の論点から検討してみよう。周知のように1980年代の末から，強制連行・強制労働に対する補償問題をはじめ，従軍慰安婦問題，軍票問題，元日本軍人・軍属遺族補償問題など，さまざまな日本の戦後責任が，アジアのいたるところから追及されるようになってきた。こうした戦後処理問題とからんでアジア各地で反日運動が起こってることは，日本のマスコミでも連日報道されているところである。

日本の植民地被害の最大の犠牲者といわれている韓国では，90年代に入って強制連行によってサハリンに置き去りにされた韓国・朝鮮人と韓国の留守家族の被害に対する補償を求める運動が広がりをみせ，女性団体が韓国挺身隊問題対策協議会を結成し，日本政府に実態調査ならびに謝罪，補償など六項目を要求している。また広島の三菱重工業で被爆した朝鮮人元徴用工が三菱本社に未払い賃金を求めている。中国もやはり日本の強制連行の被害国であるが，秋田県花岡炭鉱に連行された中国人400名が死亡した事件に絡んで，生存者グループが鹿島建設に補償を要求している。マレーシアでも，当時ビルマ戦線への補給路となった泰緬鉄道の建設にあたって動員された中国系マレーシア人300名が，日本大使館に未払い賃金の支払いを求める運動を展開している。また韓国における従軍慰安婦問題解明の運動に連動して，フィリピンにおいてもフィリピン人慰安婦の補償を求める組織が結成され，国連人権委員会で日本軍の女性虐待問題を取り上げている。

香港では，日本が占領した約4年間，日本軍が現地物資を調達するために，強制的に香港ドルと交換させた軍票が終戦と同時に紙くず同然となったまま今日まで放置されてきた。ここにきてようやく香港軍票索償協会が組織され，日本に対する軍票精算運動が活発化している。インドネシアでも旧日本軍占領下で当時二万人以上の現地人が戦闘や労働に従事させられ，給料を強制的に「貯金」させられたが，戦後その金は支払われなかった。現在，インドネシアの被害者・遺族は元兵補連絡中央協議会を組織し（全国に129の支部を網羅），日本政府に約700億円の未払い給与の支払いを求めている。またシンガポールでは，日本軍の大量虐殺の犠牲になった遺族が補償要求運動を繰り広げているし，台湾においては，台湾元日本軍人・軍属遺族が日本政府に執拗に日本人なみの援護法の適用を求めてきた。

日本に謝罪と補償を求めるアジアの人々のこうした反日運動・抗議活動に対し，日本政府は「国家間の賠償や財産請求権の問題は外交的結論が出ている」（武村前内閣官房長官談）としてその要求を突っぱねてきた。日本政府がこれまでに重い腰を持ち上げたのは，在サハリン離散家族再会のための支援事業として5億円（約5000人が一時帰国，120人が永住帰国），在韓被爆者の医療補助として40億円，台湾の元日本軍人・軍属の重度障害者・遺族に対する一人200万円の見舞金の支払い，のわずか三つの事例しかない。しかも重要なことは，日本政府はこうした韓国・台湾への対応を「人道的見地からの措置」とみなしており，けっして「補償ではない」としているのである[7]。



**表　アジア諸国から日本に補償を求める動き**

| 国地域 | 問われている問題 | 原告と請求の内容 |
|---|---|---|
| 韓国 | サハリン残留 | 残留者と韓国の留守家族合わせて21人が，強制連行と戦後置き去りにしたことに対し1人1000万円を要求。〈90年8月・東京〉 |
| | 慰安婦 | 宮城県に在住の宗神道さんが謝罪文の交付，国会での正式謝罪，主体的な補償（金額などを明示せず）を要求。〈93年4月・東京〉 |
| | 慰安婦<br>軍人軍属 | 朴七封さんら元軍人軍属と遺族を含む32人と，金学順さんら元慰安婦3人が1人2000万円を要求。李貴粉さんら元慰安婦6人も92年4月に追加訴訟。〈91年12月・東京〉 |
| | 慰安婦<br>勤労挺身隊 | 河順女さんら4人が，韓国併合と朝鮮人動員に対する国会，国連での公式謝罪を要求。また，このうち元慰安婦2人は各1億1000万円，挺身（ていしん）隊の2人は各3300万円を請求。〈92年12月・山口下関支部〉 |
| | 軍人軍属<br>強制連行 | 李金珠さんら1269人が，戦死者の遺族に5000万円，生存者に3000万円（一部は1人1億円）を請求。原告と朝鮮人全体に対する公式謝罪も。〈92年2月－93年7月・東京〉 |
| | 軍人軍属<br>強制連行 | 金景錫さんら遺族を含む14人が厚生年金，労災保険適用資格の確認と公開謝罪を要求。〈91年12月・東京〉 |
| | 軍人軍属<br>強制連行 | 丁竜鎮さんら遺族を含む24人が1人5000万円と謝罪を要求（上段の金さんらの訴訟に原告10人が加わり，93年2月に併合）。 |
| | 強制連行 | 三菱重工業で働かされた金順吉さんが，国と同社に対して不法行為として約1000万円と未払い賃金の支払いを要求。〈92年7月・長崎〉 |
| | 強制連行 | 李鐘淑さんら3人が，工作機械製造の軍需工場だった不二越に対して未払い賃金と損害賠償として各500万～1000万円，謝罪広告掲載を要求。〈92年9月・富山〉 |
| | 強制連行 | 日本鋼管川崎製鉄所で働いていた金景錫さんが，ストライキの際に首謀者とされ暴行を受けたとして，日本鋼管に対して1000万円と謝罪広告掲載を要求。〈91年9月・東京〉 |
| | 障害年金 | 日本軍の軍属として爆撃で負傷した東大阪市の鄭商根さんが，戦傷病者戦没者遺族等援護法（援護法）の受給資格の確認と1000万円を要求。〈91年1月・大阪〉 |
| | 障害年金 | 日本軍軍属だった横浜市の石成基さん，埼玉県の陳石一さんが，厚生大臣に援護法の障害年金請求却下処分の取消を請求。〈91年8月・東京〉 |
| | 障害年金 | 滋賀県の姜富中さんが援護法の受給資格の確認と9200万円を請求。〈93年8月・大津〉 |
| | 恩給 | 志願兵となり負傷した金成寿さんが，恩給の給付を拒否されたとして2億4430万円を要求。〈90年10月・東京〉 |
| | 恩給 | 日本軍人としてシベリアに8年間抑留された李昌錫さんが恩給受給資格の確認と1000万円を要求。〈92年11月・京都〉 |
| | BC級戦犯 | 朝鮮半島で軍属として徴用され，捕虜収容所で監視員などを務めた結果，戦後，連合国側から捕虜虐待などの罪で，死刑や懲役刑判決を受けた東京都の李鶴来さんら在日を含む7人が，1人999万－5000万円と謝罪を要求。〈91年11月・東京〉 |

| | | |
|---|---|---|
| 韓国 | 浮島丸事件 | 終戦直後の45年8月，朝鮮人を祖国に送る浮島丸が京都・舞鶴湾で爆発，沈没し約550人が死亡したとされる事件で，朴栄一さんら犠牲者の遺族ら50人が計19億円と謝罪を要求。93年8月に27人が追加訴訟。〈92年8月・京都〉 |
| | 肉親の殺害 | 安龍雄さんら7人が，19年4月に憲兵隊が村民ら29人を殺害した「堤岩里事件」の公式謝罪と賠償義務の確認を要求。〈91年8月・東京〉 |
| | 肉親の殺害 | 金貴順さんら3姉妹が，敗戦直後，南樺太（現サハリン）・上敷香で憲兵らに父親らがスパイ容疑で射殺された事件で各3000万円と，謝罪広告掲載を要求。〈91年8月・東京〉 |
| | 植民地支配 | 369人が日本の植民地支配による不法行為に関して現状回復，損害賠償，公式謝罪を要求。〈92年8月・東京〉 |
| 中国 | ◇花岡事件 | 連行され秋田県の鹿島組花岡出張所で働かされていた中国人約800人が終戦直前にほう起，多数が殺された事件で，「花岡受難者連誼会」が89年以来，鹿島側に公式謝罪や記念館の建設，1人500万円の補償を要求。 |
| 台湾 | ◆軍人軍属 | 遺族を含む14人が1人500万円を請求。一，二審とも敗訴。92年4月，最高裁で敗訴確定。〈77年8月・東京〉 |
| | ◆軍事郵貯 | 元軍属，李再伝さんが44～46年に払った軍事郵便貯金1818円を物価スライド（191.5倍）で請求。82年10月，最高裁は元利合計支払いを命じたものの「貯蓄額を修正する現行法上の規定はない」と物価スライドは退けた。〈79年8月・東京〉 |
| 香港 | 軍票 | 「香港索償協会」の17人が，戦時中に強制的に香港ドルと交換させられた軍票の時価換算（200倍）と慰謝料，計7億6000万円余を請求。〈93年8月・東京〉 |
| フィリピン | 慰安婦 | 日本軍人に現地で慰安婦にさせられたとして，18人が1人2000万円を要求。28人が93年9月に追加訴訟。〈93年4月・東京〉 |

（注）訴えの中で被告を記していない場合は日本政府。◆印の裁判は確定ずみ。◇印は訴訟準備中。
〈　〉内は訴訟の時期と地裁名。
（出所）『朝日新聞』1993年11月13日。

ともかくこうしたアジアの人々の動きをみただけでも，アジアで反日運動が沈静化しているという渡辺氏の指摘が誤りであることがわかるだろう。むしろ反日運動の形態が，60・70年代の単なるデモンストレーションから，対日運動グループや組織の結成あるいは訴訟（上表参照）という，より本格的な行動にエスカレートしていることがわかる。日本政府や企業が彼らの要求に応じなければ応じないほど，現在の汎アジア的反日運動は過激化する徴候をみせているのである。

## Ⅳ　何故，今になって戦後補償を要求する反日運動がアジアで拡がったのか

次に二つ目の論点（過去をあばくことは，相手国政府にとって何故迷惑なのか）について考えてみよう。この点に渡辺氏は，過去（従軍慰安婦問題などの真相）をあばくことは相手国政府を困惑させるだけと言っているが，何故，相手国政府が困惑するかという理由については述

7）『朝日新聞』1993年11月13日。



べていない。どうやら，このあたりから考えてみる必要がありそうである。

渡辺氏は「1970年代の初めに，当時の田中首相がアジアを訪問したとき，ジャカルタやバンコクで暴動や反日運動が繰り広げられた」ことを強調し，その頃に比べてアジアの反日感情はずいぶん小さくなったと述べている[8]。アジアの反日感情が戦後処理に対する日本政府の対応のひどさによって悪化していることはすでに述べたが，当時（1970年代）の反日運動と現在のそれとの違いは何だろうか。

1970年代はジャカルタやバンコクのみならず，韓国や台湾でも激しい反日運動が起こっている。しかしそのころは，いづれの国でも日本の戦後処理問題を追及する動きはなかった。70年代の反日運動が日本の経済侵略に反対する形式的なデモンストレーションに終始していたとするなら，現在の反日運動は日本政府に具体的な補償を要求する，より本質的な運動に発展している。何故だろうか。何故，今頃になって日本の戦後補償を追及する反日運動がアジアで拡がったのか，何故，半世紀もの間，この問題が闇に葬られてきたのか，をもう一度考えなおしてみる必要がありそうである。

日本軍の犠牲になったアジアの人々は好き好んで沈黙していたわけではない。解放後，独立を克ち取ったアジア諸国は，社会主義であれ資本主義であれ，どちらの陣営につこうと（いかなる体制を選択しようと），いちように政府が絶対的な指導力を有する強権的な政治体制を採用してきた。そして強権体制の下で，政府の方針に反する政治活動は禁止され，必然的に政治色をおびた戦争被害者の組織や団体の結成・運動は弾圧の対象になった。というのも，アジアの多くの政府にとって日本は戦後補償を取り引き材料にして経済協力を引き出せる格好のパートナーであり，表向きは日本と良好な関係を保つことが交渉を有利に進めるための必要条件であったからである。

したがって戦後アジアで誕生した多くの「親日政権」は，日本からできるだけ多くの経済援助を引き出すため，「過去の問題」を闇に葬ることもやぶさかではなかった。例えば，韓国政府は1965年の日韓条約締結に際して「金－大平メモ」を取り交わして，日本から経済協力を受ける代わりに植民地支配に対する責任問題にふれないことを約束している[9]。そのため日韓条約では，強制連行あるいは徴用・徴兵朝鮮人軍属に対する補償問題や在韓被爆者問題など最も重要な戦後補償問題が放置されたまま，両国間の請求権問題にケリがつけられたのである。以後，権威主義体制下で，従軍慰安婦問題をはじめとする戦後補償問題は，ながらくタブー視されてきた。また権威主義体制下の台湾でも被害者による対日請求運動は国民党政権によって徹底的に妨害されてきたし，フィリピンにおいても，前アキノ政権まで従軍慰安婦の存在を認めようとしなかった。旧社会主義国でも同様である。旧ソ連のサハリン残留朝鮮人達は，KGB

8）渡辺，前掲論稿（「アジアとどう付き合う」）。
9）高崎宗司「日韓条約で補償は解決したか」『世界』1992年9月号，44-46ページ。

の統制下で帰国希望さへ口にできなかったと言う[10]。

韓国や台湾をはじめ多くのアジア諸国で，今ようやくこの問題が語られるようになったのは，これらの国々の民主化が進み，ある程度経済成長を遂げて金銭関係を離れて対日関係を相対視できるようになったからに他ならない。アジアにおける反日運動＝戦後補償要求運動の盛り上がりは，こうした国々の経済成長と民主化を背景に生み出されてきたものなのである。また「アジアとの不幸な過去」をあばいたのは，日本の一部の識者の力によるものではなく，アジアでながらく葬られ続けた戦争犠牲者たちの良心の叫びであることを，忘れてはならない。もっと正確にいえば，アジア諸国における民主化と世論の高まり，それに日本の識者や市民グループの執拗な運動が結びついて，歴史の暗部に葬られようとしていた人々が息を吹き返し，「日本とアジアとの不幸な過去」があばかれることになったといえるだろう。

したがって「過去をあばく」式の償い論議が，相手国政府を困惑させるのはあたりまえである。まさに「不幸な過去」があばかれることによって困惑するのは，援助や経済協力を代償に過去を隠蔽してきたアジアの「親日」政権であり，決してアジアの民衆ではない。つまり「過去をあばく」行為は，相手国の政府の立場に立つか，日本に補償を要求する民衆（戦争犠牲者）の立場に立つかで，大きくその評価は違ってくるのである。

## V　援助や経済協力は「過去の償い」となりうるか

最後に三つ目の論点について考えてみたい。再度，渡辺氏の主張をまとめると次のようになる。

援助や経済協力を通じて日本はアジアの復興・経済成長に貢献してきたわけで，それこそがまさに「戦前・戦中の日本の行動に対する贖罪」である。「償いが足りない」という議論は，こうした日本人の努力を踏み躙るものであるとともに，援助を受け入れた相手国政府の威信を傷つけることになる。

こうした渡辺氏の主張は，「国家間の補償は決着済み」という戦後補償に対する日本政府の立場を代弁したものであると思われる。ここには，日本は被害を及ぼしたアジアの国々（フィリピンとベトナムを除く）に対し，賠償請求権の放棄を条件に経済協力を与えることを約束したのに，いまさら国家の賠償を云々されるのはおかしい，という認識がある。例えば，日本と韓国の場合，1965年に締結された「日韓請求権・経済協力協定」は，韓国政府に1080億円分の生産物・サービスの無償供与と720億円の貸し付けを行うことを条件に，「両国及び国民の財産，権利，請求権に関する問題が，完全かつ最終的に解決された」とした。したがって（賠償）請求権を放棄した韓国政府には，日本政府に対し改めて戦後補償を請求する資格がないという訳である。シンガポール，マレーシア，ラオス，カンボジアなどの国も同じように，賠償請求権

10）　遠藤正武・羽後栄「こんなにある補償要求」『AERA』1993年11月1日号。



を放棄する代わりに，日本との経済・技術協力協定に調印している。

渡辺氏や日本政府の言い分もよく理解できるが，こうした戦後処理の決着のつけかた自体に，いくつかの問題点が残されているように思われる。

まず日本政府はほんとうに，経済協力や援助を「不幸な過去」に対する贖罪と見做していたのか，という疑問が残る。韓国への対応を事例に考えてみたい。周知のように日韓条約は10年以上に及ぶ交渉を経てようやく締結にこぎ着けたものであるが，これほど交渉が長引いたのは両者の植民地支配に対する根本的な認識の違いがあったからであると言われている。1949年に開催された日韓準備会談において，日本政府は①日本の植民地支配が朝鮮の経済・社会・文化的向上に寄与したこと，②朝鮮人による日本人の放逐と日本人財産の没収は過酷な措置であり，日本人財産を返還すること，③1910年の日韓併合条約は戦後効力を失ったのであり，朝鮮は正当な手続きを経て日本の領土になった，という基本見解を韓国政府に伝えている[11]。

当然，こうした日本政府の主張は韓国政府に受け入れられず，日韓併合条約が最初から無効であったとする韓国側と，日韓併合条約の有効性を主張する日本側とはまっこうから対立し，交渉は何度も決裂している。両国が日韓併合条約の有・無効性にこだわったのは，当時の朝鮮が日本の植民地であったかなかったか，すなわち当時の朝鮮を国家と見做すか否かで，戦後補償の在り方がおおきく違ってくるからである。もし朝鮮が日本の植民地でなかったなら朝鮮と日本は戦争状態にあったことになり，交戦国間の賠償請求が可能になる。当然，日本は最後まで日韓併合条約の有効性を主張し，韓国政府の対日賠償請求権を認めようとしなかった。強制連行者や徴用・徴兵死傷者などに対する補償問題も公式資料の焼失という理由で対応ができないとされ，おくらいりとなった。日本政府はあくまで植民地支配の正当性を譲らず，韓国側に請求権を破棄するなら相応の経済協力を行うと迫ったのである[12]。

結局，米国の介入によって，韓国側は日本から得た経済協力資金の一部を戦争被害者への補償金にあてるという妥協案をのむことになった。韓国政府は1971年から国民の申告を受付け，75年から77年にかけて民間補償を行っている。この結果，日本の預金や債権など各種証書の償還では約74万5000件の申告に対し計2億2000万円が支払われ，元軍人・軍属・労働者には8552人の申告者に一人あたり約1万円が支給されている[13]。

このような日韓における戦後処理のプロセスををみればわかるように，韓国における元軍人・軍属・労働者に支払われた補償金の出所は日本であることには違いないが，この資金は日本政府が韓国側に経済協力資金として与えたものであり，もともと韓国側の補償要求に応じたものではない。この点を第一に押さえる必要がある。しかも一人当たり1万円という金額は，

11）　岩田功吉「韓国：分断の種を蒔いた日本」，内海愛子・田辺寿夫編『語られなかったアジアの戦後』，梨の木舎，1991年，30ページ。

12）　高崎，前掲論文，46ページ。

13）　『朝日新聞』1993年11月13日。

日本が台湾の元軍人・軍属に弔慰金として支払った一人当たり200万円と比べてあまりにも少なすぎる。いずれにせよ，日本政府が過去に対する償いとして経済協力を行おうとしたわけでないことは明かであり，経済協力を「過去に対する償い」と見做すのは事後的なこじつけにすぎない。

また日本の援助や経済協力がアジア各国の復興や経済成長に寄与したからといって，アジアの人々がそれ（援助や経済協力）を「過去に対する償い」と見做しているかというとそうでもない。もしそうであるなら，日本政府に対する戦後補償要求運動はアジア全域でこれほど広がらなかったであろう。日本側が援助や経済協力を過去の行動に対する贖罪と考えるのは自由であるが，アジアの民衆はそのようにみていないのが実状である。

こうした考え方は，ある意味で，日本の植民地支配によって当時の朝鮮や台湾は著しい工業化を遂げたのだから，両国民は日本支配が与えた民族的苦痛には目をつぶれ，という発想と似ている。実際，学会でも日本の植民地支配が朝鮮・台湾に及ぼした経済的効果を前向きに評価しようとする動きがみられる。エズラ・ウォーゲルは「日本は，他の植民地列強と異なり，台湾および朝鮮を支配した期間中に，この二つの植民地を近代国家に改変しようと努力した」[14]と言っているし，コー・ハゲンも「日本は，朝鮮や台湾の農業生産力を高め，さらにインフラ部門を整備するため，進んだ化学肥料とさまざまな種類の新種を導入し，灌漑設備や鉄道，輸送手段を改善した」[15]と述べている。またカーター・エッカートは「（韓国における）60年代の繊維工業は，朴政権の有名な5カ年計画によって突然現れたものではない。それどころか，第1次世界大戦期に始まり，満州事変後の30年代に開化した開発のプロセスの絶頂期が再現されたものである」[16]とし，さらに「60・70年代の急速な発展を作り出した社会勢力の大半は，植民地末期に起源をもっている」[17]と述べ，韓国のNIEs化の起源を日本の植民期の工業化に求めている。

確かにこれまでの韓国・朝鮮人研究者の多くは，日本の植民地支配に対する先天的嫌悪観が優先して，日本植民地下における朝鮮の工業化の進展について過少評価してきた嫌いがある。しかしだからといって日本の植民地支配が両国に及ぼした精神的苦痛あるいは物的・人的損害を帳消しにすることはできないだろう。ちなみに金泳鎬は，日本の植民地支配が朝鮮経済に及ぼしたマイナス・インパクトとして，次の四点を挙げている[18]。①植民地朝鮮においては長

14）ウォーゲル，エズラ（渡辺利夫訳）『アジア四小龍』，中公新書，31ページ。

15）Hagen, Koo, "The Interplay of State, Social Class and World System in East Asian Development: The Case of South Korea and Taiwan", in F. C. Deyo ed, *The Political Economy of the New Asian Industrialism*, Cornell Uniu. Press, 1987, pp. 166-167.

16）エッカート，C. J.「植民地末期朝鮮の総力戦・工業化・社会変化」『思想』1994年7月号，48ページ。

17）同上論文，48ページ。

18）金泳鎬「脱植民地と第四世代資本主義」『近代日本と植民地8：アジアの冷戦と脱植民地化』，岩波書店，1993年，138-139ページ。



期間にわたった工業投資が増加すればするほど朝鮮人労働者の実質賃金は相対的にも絶対的にもむしろ減少している。②植民地工業化の進展につれ，農業部門における小作料の相対的上昇がみられ，朝鮮の農民を没落させる原因になった。③植民地工業化に伴って朝鮮人の細民，窮民，乞人，あるいは国外流失者が著しく増加した。④日本の工業化を支えるために植民地朝鮮の農業開発が進められたが，朝鮮人一人当りの米穀消費量は大幅に減少している。すなわち日本の植民地下で朝鮮における工業化は確かに進んだが，その内実は日本帝国主義による「民族の再生・自立を阻止・圧殺する破壊」[19]が進められた点で朝鮮民族にとっては耐え難いプロセスであったのだ。

したがって日本の植民地支配が朝鮮の工業化を促したことが事実としても，韓国人が受けた精神的苦痛や物的・人的損害を帳消しにしろと言われても無理である。植民地支配が朝鮮の工業化に及ぼした経済的効果（むろんこれにも正負二つの側面があるのだが）と，植民地支配が朝鮮民族に与えた精神的苦痛を同一次元で語ることはできないからである。同じような意味で，日本の援助と「過去の償い」をイコールで結ぶのも無理がある。というのも，もし援助が与えた経済効果によって日本が植民地諸国に与えた精神的苦痛や物的・人的被害が相殺されるなら，日本の植民地支配が朝鮮や台湾に及ぼした経済的効果が，すでにそうした被害を相殺しているという考え方も成り立つからである[20]。

この他にも，日本の戦後処理の決着の仕方には，いくつかの問題が残されている。その一つは，個人への補償の問題である。もし仮に日本政府の「国家間の補償は決着済み」であるという言い分を認めたとしても，これは相手国政府が日本政府に対する賠償請求権を放棄したことを認めただけであり，被害者個人が日本政府に補償を求める権利を禁じているわけではない。日本政府も，この点について「（日韓請求権・経済協力協定は）日韓両国が国家として持っている外交保護権を相互に放棄したということで，個人の請求権そのものを国内法的な意味で消滅させたというものではない」[21]と答弁し，個人の請求権を否定していない。したがってアジアにおける現在の補償要求運動が，国家レベルではなく個人レベルで展開されている限り，日本政府は彼らに対し何らかの対応をしなければならないだろう。

19）同上論文，140ページ。

20）例えば，戦争直後に大蔵省から朝鮮において形成された日本人の対外資産についての実態分析を依頼された東大教授（当時）の鈴木武雄は，次のような言葉を残している。「朝鮮の経済がこのようなミゼラブルな状態から，併合後僅か30数年の間に今日見るような一大発展を遂げるに至ったことは，たしかに日本の指導の結果であると言うも過言でない。……財政面においては，朝鮮に対する日本よりの援助は差引プラスである」（高崎宗司『妄言の原形：日本人の朝鮮観』，木犀社，1990年，226ページ）。また第3次日韓会談（1953年）の代表を勤めた久保田貫一郎は，「若し韓国側のほうでそういう要求を出しておったなれば日本側のほうでは総督政治のよかった面，例えば禿山が緑の山に変わった，鉄道が敷かれた，港湾が築かれた，……米を作る米田が非常に殖えたというようなことを反対に要求しまして韓国側の要求を相殺したであろう」と述べている（高崎，同上書，232ページ）。

21）1991年8月，参院予算委員会における外務条約局長談『朝日新聞』1993年11月13日。

ともかく国家間，個人のいずれにせよ，日本政府が戦争犠牲者の補償要求を放棄することを条件に援助を行うというのであれば，“相手国にいっさいの政治的条件をつけずに要請に応ずる”という日本の援助理念と矛盾するのではないだろうか。民主主義や仏語を相手国に普及させようとした米国やフランスの援助が自分の国の考え方を押しつけた条件付きの援助であるというなら[22]，日本の援助こそ相手国民衆に日本の考え方を押し付けたものであると言わざるをえない。

また北朝鮮のように，戦後処理の在り方について，話し合いさえ充分になされていない国もある。すでに開かれた日朝交渉で，北朝鮮はかつての韓国と同じように日韓併合条約の無効性を主張しており，日本に対し交戦国間の賠償請求を求めている。おそらく日本は他の国と同様に，経済協力を行う代わりに賠償請求権の破棄を北朝鮮に迫るだろう。しかしこれは北朝鮮の歴史解釈をねじ曲げるものであり，日本のこれまでのやり方では暗礁にのりあげる可能性もある。

最後に日本との戦後処理問題の真っ直中にあるNIEs（韓国，台湾，香港，シンガポール）が，すでに援助供与国に成長していること，つまり日本から援助を受ける国ではなくなったことを改めて認識する必要がある。なぜなら日本が「援助を通じて過去を償う」といっても，もはやこれら援助供与国にはその方法は通用しなくなっているからである。とはいえ現在なお，韓国から元軍人・軍属，従軍慰安婦，強制連行・強制労働などに対する補償要求が，台湾から未払い軍事郵便貯金の精算が，香港から20億円（当時）にのぼる軍票の精算と慰謝料の請求が，シンガポールから2万人以上の虐殺被害者に対する補償が，それぞれ日本政府に突きつけられている。日本政府は，これらの国の被害者の要求に対しては，これからは“援助に代わる何らかの方法”で対処する必要に迫られているといえる。

このように，どのような文脈から考えてみても，日本の援助や経済協力を「過去の償い」と見做すのには無理がある。やはり日本の援助や経済協力がいくらアジアの国々の経済成長に貢献したとしても，日本が明確な戦後補償を被害者である個人に施さない限り，彼らに残した痕跡は永遠に消えないのである。

## Ⅵ　アジア諸国との新しい関係を目指して

戦後，アジアの多くの国々は日本からの援助や経済協力をふんだんに享受しながら経済復興を遂げ，いまや途上国から新興工業国家へ脱皮しようとしている。しかしながらこうした日本の援助が，現地の人々にかならずしも良い結果ばかりをもたらしてきたわけでもない。日本の援助によって，開発が進んだ反面，現地の伝統的な生活様式は失われ，公害企業の移転によって大気汚染が進み，都市への著しい人口集中と農村の解体が進行するなど，さまざまな開発矛

22）渡辺・草野，前掲書，45-46ページ。



盾が生じている。

日本の援助が，アジア諸国の経済成長に寄与しながらも，アジアの民衆から相応の評価を受けないのは，このような民衆の生活と乖離した援助の使われ方にあると言われてきた。これは，一面で真実かもしれない。だがアジアの人々が日本の援助を素直に喜べない理由は，もっと根深いところにある。

それは，繰り返し述べてきたように，日本がアジア諸国との間に残された戦後処理を放置したまま，アジアの「独裁」政権と結びつき，対日補償請求を放棄することを条件に彼らの開発プロジェクトに援助を与えてきたからである。皮肉なことに，日本が与えた援助はアジアの国々に復興・成長・民主化をもたらしただけでなく，「独裁」政権下で闇に葬られてきた戦争被害者を蘇らせ，彼らをして戦後処理の真相を究明させる対日補償要求運動を激化させることになった。

日本人の中には，援助を「過去に対する償い」と見做し，援助によってアジア諸国が成長することで「償いが完了する」と考えている人々も多い。しかし日本から莫大な援助や経済協力をしてもらったおかげでここまで成長したNIEsの民衆が，何故，日本に補償を要求するのか，また反日感情を捨てきれないのか，もう一度よく考えてみる必要がある。

日本とアジア諸国との間には，この他にも対日貿易不均衡問題，技術移転問題，外国人労働者の受入れ問題，APACへの加盟問題など，さまざまな問題が山積している。しかしながら戦後補償問題を放置したままでは，どのような経済協力も結局感謝されないということを，日本政府は肝に銘ずるべきであろう。

### 参考文献


エッカート，C. J.「植民地末期朝鮮の総力戦・工業化・社会変化」『思想』1994年7月号。

遠藤正武・羽後栄「こんなにある補償要求」『AERA』1993年11月1日号。

Hagen, Koo, “The Interplay of State, Social Class and World System in East Asian Development : The Case of South Korea and Taiwan”, in F. C. Deyo ed. *The Political Economy of the New Asian Industrialism*, Cornell Univ. Press, 1987.

原朗「戦後賠償問題とアジア」『近代日本と植民地8：アジアの冷戦と脱植民地化』，岩波書店，1993年。

平川均『NIEs：世界システムと開発』，同文舘，1992年。

岩田功吉「韓国：分断の種を蒔いた日本」，内海愛子・田辺寿夫編『語られなかったアジアの戦後』，梨の木舎，1991年，30ページ。

上坂冬子「両成敗，実効ある戦争責任論を」『毎日新聞』1991年11月27日。

――――「自国政府への提起がスジ」『サンケイ新聞』1991年12月12日。

金泳鎬「脱植民地と第四世代資本主義」『近代日本と植民地8：アジアの冷戦と脱植民地化』，岩波書店，1993年。

小林英夫「東アジア経済圏――戦前と戦後――」『近代日本と植民地1：植民地帝国日本』，岩波書店，1992年。

松井やより『市民と援助』，岩波新書，1990年。

村井吉敬『無責任援助大国日本』，JICC 出版局，1989年。
中田正一『国際協力の新しい風』，岩波新書，1990年。
西川潤編『援助と自立』，同文舘，1991年。
西岡力『日韓誤解の深淵』，亜紀書房，1992年。
朴泰赤（加瀬英明）『醜い韓国人 —— われわれは日帝支配を叫びすぎる ——』，光文社，1993年。
鈴木年長編『日本の経済協力』，アジア経済研究所，1989年。
鷹見一夫『ODA：援助の現実』，岩波新書，1989年。
鷹見一夫編『嫌われる援助』，築地書舘，1990年。
高崎宗司「日韓会談の経過と植民地化責任」『歴史学研究』545号。
———『妄言の原形：日本人の朝鮮観』，木犀社，1990年。
———「日韓条約で補償は解決したか」『世界』1992年9月号。
———『反日感情』，講談社現代新書，1993年。
田中明・佐藤勝己「謝罪するほど悪くなる日韓関係」『文芸春秋』1992年3月号。
田中宏「日本の戦後責任とアジア —— 戦後補償と歴史認識 ——」『近代日本と植民地8：アジアの冷戦と脱植民地化』，岩波書店，1993年。
谷野作太郎「どう考える『個人』の戦後補償」『朝日新聞』1994年9月12日。
Vogel, Ezra F. *The Little Dragons*, Harvard Univ Press, 1991.（渡辺利夫訳『アジア四小龍』，中公新書，1993年。）
渡辺利夫・草野厚『日本の ODA をどうするか』，日本放送出版協会，1991年.
渡辺利夫「アジアとどう付き合う」『毎日新聞』1993年8月15日。